特定農作業受委託契約書

印　紙

　　公益社団法人ひょうご農林機構（以下「甲」という。）及び○○営農組合（以下「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、農作業受委託契約を締結する。この契約書は、２通作成して受託者及び委託者がそれぞれ１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

委託者

住　所

(甲)

名　称　公益社団法人ひょうご農林機構

　　　　　　理事長　○○　○○　　　　　　　印

受託者

住　所

(乙)

名　称

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※代表者名は自署又は記名押印とする

（委託内容）

第１条　甲は、乙に対し、次に提示する農地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業（農地管理を含む）を委託し、乙はこれを受託する。

（別紙）農地一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 農地の所在・地番 | 地目 | 面積(㎡) | 甲の権利の種類 | 委託する農作業 |
| １ |  |  |  | 使用貸借権 |  |
| ２ |  |  |  | 使用貸借権 |  |
| ３ |  |  |  | 使用貸借権 |  |
| ４ |  |  |  | 使用貸借権 |  |
| ５ |  |  |  | 使用貸借権 |  |

（定義）

第２条　乙は、前条に提示する農地において生産・収穫され、甲が乙に販売を委託した農産物についての販売名義を有し、また、販売収入の処分権を有しているものとする。

（委託料）

第３条　 乙は、前条により得た販売収入を業務に必要な経費に充当するものとする。

（委託期間）

第４条　本契約の有効期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

　　　ただし、乙が法人化し当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。

（疑義の解決）

第５条　甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合は、

甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。